

平成 29 年 9 月 1 日

新庄市若者世帯住宅取得助成金事業をサポート ～住宅金融支援機構と連携した取組み～

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、新庄市（市長：山尾 順紀、以下「新庄市」）と独立行政法人住宅金融支援機構（理事長：加藤 利男、以下「住宅金融支援機構」）とが締結した協定（子育て支援型・地域活性化型に係る相互協力に関する協定）に対する側面支援を下記のとおり実施いたします。

新庄市での子育てや移住を目的に【フラット35】をご利用いただくお客さまに対し、定率型取扱手数料の料率の引き下げを実施いたします。

当行は、地域とともに発展する銀行として、若年子育て世代の移住・定住促進を含めた地方創生支援を積極的に行ってまいります。

記

1. 対象商品

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用される方

2. 取扱手数料引き下げ内容

融資実行時点にいただく定率型取扱手数料の料率を基準料率（1.08%）*より 0.216%引き下げします。

※平成 29 年 9 月 30 日までに申込みいただいた場合の基準料率となります。

◎定率型取扱手数料は、ご融資金額×1.08%が基準となります。

◎料率はすべて消費税込みの表示となります。

【ご参考】定額型取扱手数料は、変更ございません。

借入金額 1,000 万円未満：54,000 円、1,000 万円以上：75,600 円（平成 29 年 9 月 1 日時点）

◎手数料はすべて消費税込みの表示となります。

3. 取扱開始日

平成 29 年 9 月 1 日（金）

以上

本件に関するお問い合わせ先

営業企画部 リテール推進G 横尾・吉野 TEL：023-626-9003